

提出

# 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

※ 処 理 事 項	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

1 「宛名番号」の欄には、給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書に記載された宛名番号を記入してください。  
 2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。  
 3 個人番号の記載は平成29年1月1日以後に給与の支払を受けなくなった者に係る届出分から記載してください。

年 月 日  <b>愛知県丹羽郡 扶桑町長様</b>	所在地	郵便番号	特別徴収義務者 指定番号		宛名番号			
	フリガナ	名称	担当者及び氏名並びにその電話番号	係	氏名	電話 ( ) 番		
	氏名 (旧姓)	個人番号又は法人番号	代表者の職氏名	係	氏名	電話 ( ) 番		
	個人番号			係	氏名	電話 ( ) 番		
旧住所 (1月1日現在の住所……必ず記入願います)	給与所得者	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日以降退職時までの給与支払額
現住所 (給与の支払を受けなくなった後の住所)	フリガナ	円	円	円	年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職等 4. 育児休暇 5. 死亡 6. 会社解散 7. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (残額を退職者から全額徴収して納入する) 3. 普通徴収 (残額を退職者本入が納入する)	円 控除社会保険料額 円
本籍地 (現住所不明の場合は本籍地)	氏名							

必ず記入してください。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額	
			支払予定日ごとの徴収予定額	合計 (上記(ウ)と同額)
1. 異動が 年12月31日までで、申出があったため (月 日申出)			円	円
2. 異動が 年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため			円	円
一括徴収した税額は、 月分( 月10日納入分)で納入します。			←一括徴収した場合は、必ず納入月を記入してください。	

## 転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書を参照してください。)

月割額 円  月分から徴収し 納入する。	所在地	郵便番号	特別徴収義務者 指定番号	
	フリガナ	名称	受給者番号	
	個人番号又は法人番号	代表者の職氏名印	担当者及び氏名並びにその電話番号	係 氏名 電話 ( ) 番
	給与支払方法及びその期日			電話 ( ) 内線 番

1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。